投資信託説明書
（請求目論見書）
2026.4.9

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

上場インデックスファンド
日本高配当（東証配当フォーカス100）

愛称：上場高配当

追加型投信／国内／資産複合／ETF／インデックス型

◆この目論見書により行なう「上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス100）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月8日に関東財務局長に提出しており、2026年4月9日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2026年4月8日
発行者名	：	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	名称　株式会社東京証券取引所 所在地　東京都中央区日本橋兜町2番1号

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント

三井住友トラストグループ

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

ー 目 次 ー

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第１【ファンドの状況】	3
第２【管理及び運営】	27
第３【ファンドの経理状況】	33
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	46
第三部【委託会社等の情報】	47
約款	104

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス 100）（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「上場高配当」という名称を用いることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

30 兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（6）【申込単位】

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100 口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。
※「ユニット有価証券」とは、委託会社が東証配当フォーカス 100 指数に連動すると想定する、東証配当フォーカス 100 指数における各構成銘柄の委託会社が指定する株数の株式および口数の上場不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投信等の投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定める投資証券または外国投資証券をいいます。）であって、金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。）のすべてを指すものとします。

（7）【申込期間】

2026 年 4 月 9 日から 2026 年 10 月 8 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.amova-am.com
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（９）【払込期日】

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式および上場不動産投資信託証券をもって取得申込みを行なうものとします。取得申込みに係る株式および上場不動産投資信託証券は、追加設定を行なう日に、販売会社によって、受託会社が指定する株式会社証券保管振替機構のファンドの口座に預託、保管されます（金銭が含まれる場合は、当該金銭については、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。）。

（１０）【払込取扱場所】

「（８）申込取扱場所」に同じです。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の１口あたりの純資産額の変動率を東証配当フォーカス100指数の変動率に一致させることをめざして、東証配当フォーカス100指数に採用されている株式および上場不動産投資信託証券に投資を行ないます。

※東証配当フォーカス100指数は、時価総額および予想配当利回りに着目して選定された100銘柄（株式90銘柄、ＲＥＩＴ10銘柄）を対象とする指数です。基準日（2010年２月26日）を1,000ポイントとして算出されます。

※構成銘柄は毎年１月および７月に見直しを行ないます。TOPIX1000および東証ＲＥＩＴ指数の構成銘柄（３月、６月、９月、12月決算期の銘柄）のうち、時価総額および予想配当利回りが上位の銘柄を対象としています。

$$\text{指数値} = \frac{\text{指数の調整時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 1,000$$

「東証配当フォーカス100指数」の著作権などについて

・東証配当フォーカス 100 指数の指数値および東証配当フォーカス 100 指数に係る標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証配当フォーカス 100 指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証配当フォーカス 100 指数に係る標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。
・ＪＰＸは、東証配当フォーカス 100 指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証配当フォーカス 100 指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証配当フォーカス 100 指数に係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
・ＪＰＸは、東証配当フォーカス 100 指数の指数値および東証配当フォーカス 100 指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証配当フォーカス 100 指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
・ＪＰＸは、東証配当フォーカス 100 指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、ＪＰＸは、東証配当フォーカス 100 指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・当ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではありません。
・ＪＰＸは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
・ＪＰＸは、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを東証配当フォーカス 100 指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
・以上の項目に限らず、ＪＰＸは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

② ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
	海外	債券	ＭＲＦ	
追加型投信	内外	不動産投信	ＥＴＦ	特殊型
		その他資産（　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ＥＴＦ

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号および第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回	グローバル 日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	日経 225 ＴＯＰＩＸ
不動産投信 その他資産 （　　）	その他 （　　）	アフリカ 中近東 （中東）	その他 （東証配当フォーカス 100 指数）
資産複合 （株式、不動産投信） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇資産複合　資産配分固定型（株式、不動産投信）

当ファンドは、株式および不動産投信に投資を行ないます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年４回

目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

1. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

・売買単位は１口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
・取引方法は原則として株式と同様です。
※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

2. 株式および上場不動産投資信託証券をもって受益権の取得申込みを行ないます。

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100口未満切上げ）を申込単位として、その整数倍とします。

※「ユニット有価証券」とは、委託会社が東証配当フォーカス100指数に連動すると想定する、東証配当フォーカス100指数における各構成銘柄の委託会社が指定する株数の株式および口数の上場不動産投資信託証券のすべてを指すものとします。
※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。

3. 解約請求による途中換金をすることはできません。

4. 受益権をもって株式および上場不動産投資信託証券と交換することができます。

※取得申込時に拠出された東証配当フォーカス100指数構成銘柄と、交換時に取得される各株式および上場不動産投資信託証券は一致するものではありません。
※取得申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致するものではありません。
※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。

※「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ETFの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けることで、決済履行を保証する制度です。

主な投資制限

・株式への投資割合には、制限を設けません。
・投資することを指図する株式は、原則として東証配当フォーカス100指数に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
・投資することを指図する上場不動産投資信託証券は、原則として東証配当フォーカス100指数に採用されている上場不動産投資信託証券とします。ただし、投資主への割当により取得する上場不動産投資信託証券については、この限りではありません。
・外貨建資産への投資は行ないません。

分配方針

・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④　信託金限度額
・1 兆円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2010 年 5 月 13 日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2010 年 5 月 14 日
・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

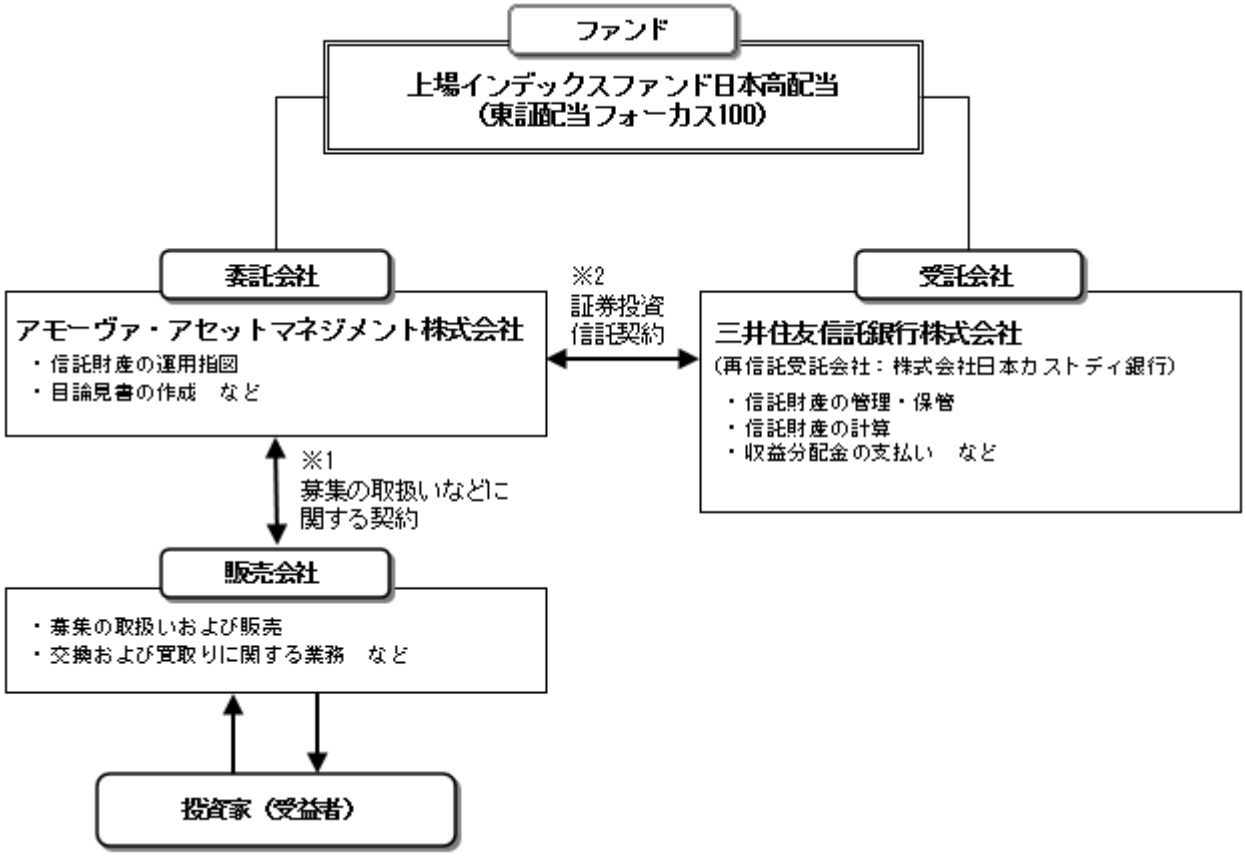

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

②　委託会社の概況（2026 年 1 月末現在）
1）資本金
17,363 百万円
2）沿革
1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立
1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
2025 年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

３）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	192,211,000 株	97.562%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

・当ファンドは、信託財産の１口あたりの純資産額の変動率を東証配当フォーカス 100 指数の変動率に一致させることをめざして、東証配当フォーカス 100 指数に採用されている株式および上場不動産投資信託証券に投資を行ないます。
・次に掲げる場合には、上記方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
①東証配当フォーカス 100 指数の計算方法が変更された場合
②東証配当フォーカス 100 指数に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、東証配当フォーカス 100 指数における個別銘柄の時価総額の修正が行なわれた場合
③追加信託ならびに受益権と株式および上場不動産投資信託証券との交換を行なう場合
④その他連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、東証配当フォーカス 100 指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。
・ファンドが信託を終了することとなった場合は、上記の方針のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

東証配当フォーカス 100 指数に採用されている株式および上場不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）有価証券
２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 24 条に定めるものに限ります。）
３）金銭債権

② 主として株式および上場不動産投資信託証券に投資するほか、次に掲げる株式および上場不動産投資信託証券以外の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）および金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
３）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
４）コール・ローン

③ 次の取引ができます。
１）先物取引等
２）有価証券の貸付

（３）【運用体制】

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

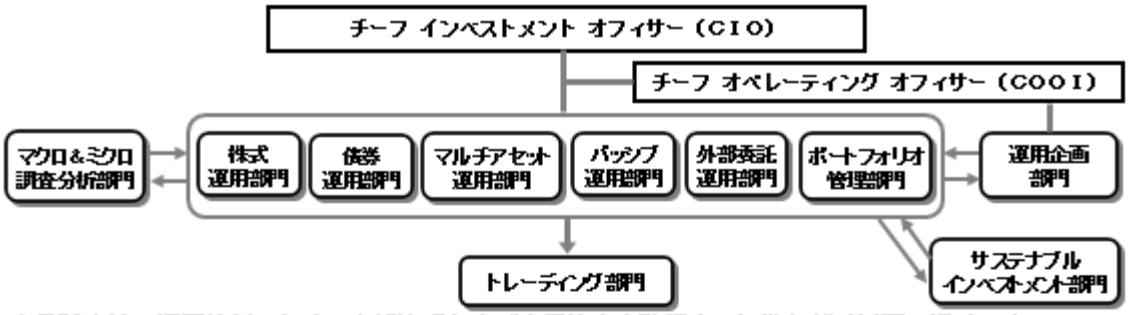

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

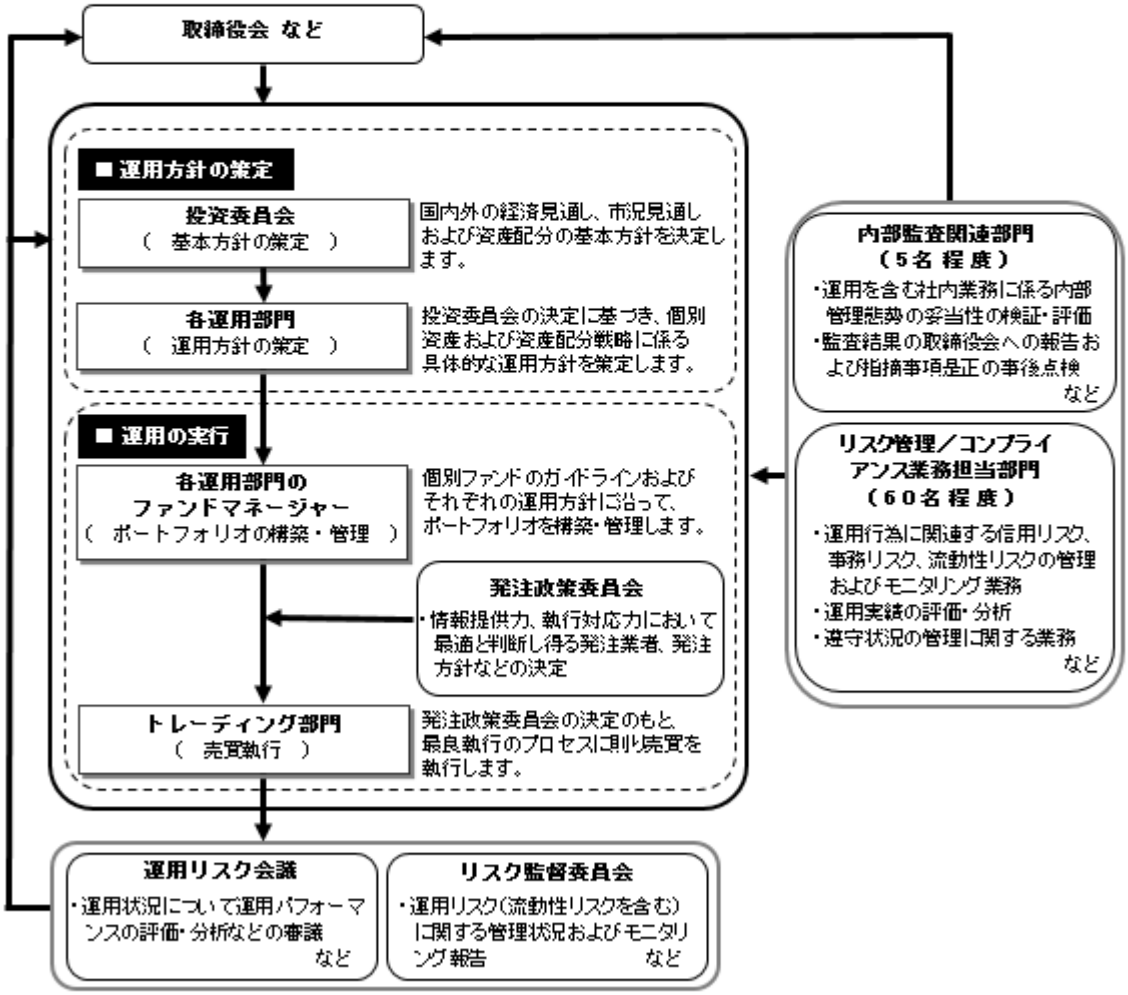

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）

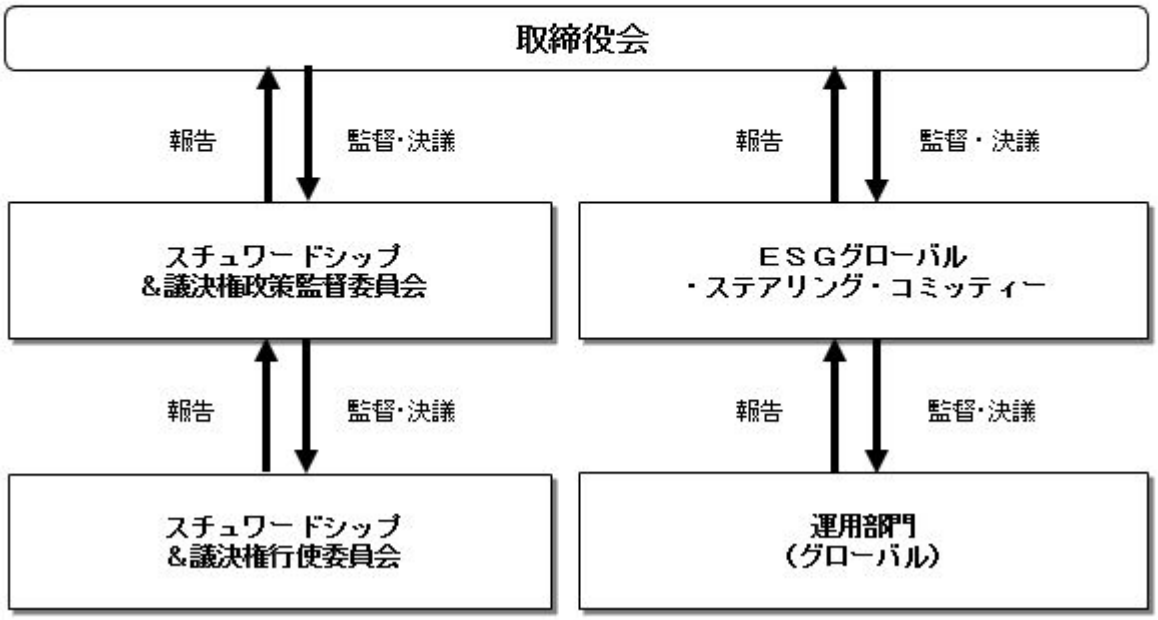

※上記体制は 2026 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

1）信託財産から生ずる配当等収益（配当金、分配金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

2）毎計算期末に信託財産から生じたイ）に掲げる利益の合計額は、ロ）に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

イ）有価証券売買益（評価益を含む）、先物取引等取引益（評価益を含む）、追加信託差益金、交換差益金

ロ）有価証券売買損（評価損を含む）、先物取引等取引損（評価損を含む）、追加信託差損金、交換差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1）株式への投資割合には、制限を設けません。

2）投資することを指図する株式は、原則として東証配当フォーカス 100 指数に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

3）株式以外の資産への投資割合は、信託財産の総額の 50%以下とします。

4）投資信託証券への投資は、上場不動産投資信託証券に限ります。

5）投資することを指図する上場不動産投資信託証券は、原則として東証配当フォーカス 100 指数に採用されている上場不動産投資信託証券とします。ただし、投資主への割当により取得する上場不動産投資信託証券については、この限りではありません。

6）外貨建資産への投資は行ないません。

7）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるもののうち、株価指数および不動産投信指数に係るものに限ります。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるもののうち、株価指数および不動産投信指数に係るものに限ります。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

8）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ）上場不動産投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場不動産投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場不動産投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

9）デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

10）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に株式および不動産投信を投資対象としますので、株式および不動産投信の価格の下落や、株式および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク
・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
・一般に不動産投信の価格は、不動産を取り巻く環境、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により変動します。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク
市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク
・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも損失が生じるリスクがあります。

④ 有価証券の貸付などにおけるリスク
有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜東証配当フォーカス 100 指数と基準価額の主なカイ離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率を東証配当フォーカス 100 指数の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。
・東証配当フォーカス 100 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
・組入銘柄の配当金、分配金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと東証配当フォーカス 100 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇ 金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離
当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・交換の取り扱いを停止することもあります。
・投資対象とする投資信託証券に関する事項
◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・交換ができなくなることもあります。
◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・交換の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・交換の取扱いを停止する場合があります。
・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（2）リスク管理体制

＜委託会社におけるリスク管理体制＞

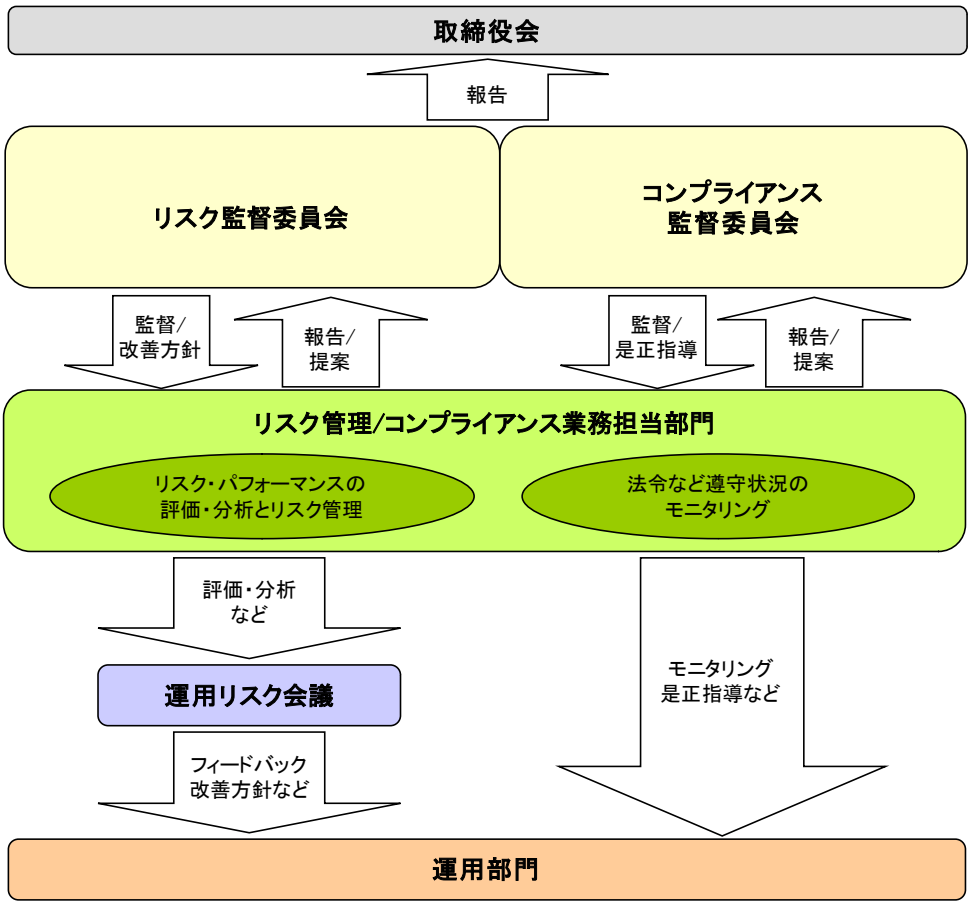

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2026 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

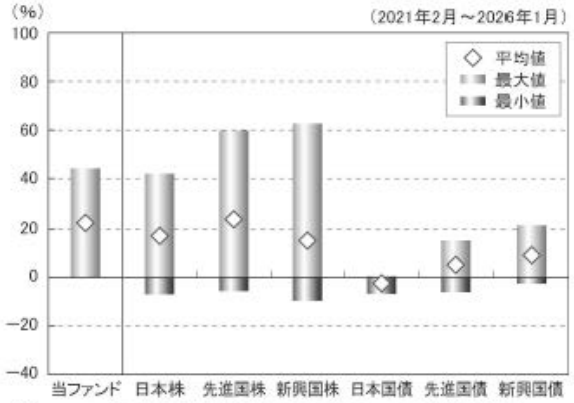

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	22.5%	17.1%	23.9%	15.2%	−2.5%	5.1%	9.1%
最大値	44.2%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	0.6%	−7.1%	−5.8%	−9.7%	−6.9%	−6.1%	−2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞
日本株……TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

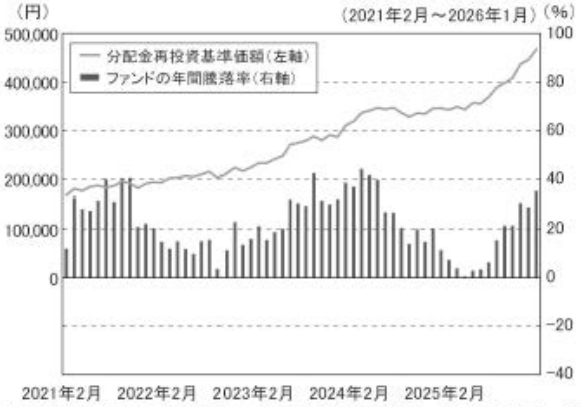

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の100口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2021年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み
当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.308%（税抜 0.28%）以内の率を乗じて得た額とします。
※この他に、投資対象とする不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の配分
当ファンドの信託報酬が税抜 0.28%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.28%	0.23%	0.05%

委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。
① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および

管理事務に係る費用。
② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑤ 運用報告書および決算短信など開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
⑦ 格付の取得に要する費用。
⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。
⑨ 受益権の上場に係る費用。
⑩ 「東証配当フォーカス 100 指数」その他これに類する標章の使用料。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息。
③ 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料に 0.55（税抜 0.5）以内（有価証券届出書提出日現在、0.55（税抜 0.5））を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は４：１とし、信託報酬と同時期に支払います。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。
・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税
売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

２）収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。
※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

３）受益権と現物株式および上場不動産投資信託証券との交換
受益権と現物株式および上場不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

② 法人受益者の場合

1）受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2）収益分配金の受取り時の課税

・収益分配金は配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。

・益金不算入制度は適用されません。

3）受益権と現物株式および上場不動産投資信託証券との交換

受益権と現物株式および上場不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2026 年 4 月 8 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2025 年７月９日～2026 年１月８日

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.41%	0.31%	0.10%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※ファンド（実質的な保有も含みます）がＲＥＩＴ（不動産投資信託）等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

５【運用状況】

【上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス１００）】

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	50,118,760,950	89.04
投資証券	日本	5,580,035,100	9.91
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	587,249,453	1.04
合計（純資産総額）		56,286,045,503	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	572,320,000	1.02

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	828,100	5,723.62	4,739,732,820	5,581.00	4,621,626,100	8.21
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,096,300	3,307.59	3,626,114,520	3,504.00	3,841,435,200	6.82
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	1,280,000	2,606.55	3,336,386,322	2,804.50	3,589,760,000	6.38
日本	株式	キヤノン	電気機器	672,900	4,652.39	3,130,595,403	4,685.00	3,152,536,500	5.60
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	883,100	3,459.36	3,054,967,720	3,485.00	3,077,603,500	5.47
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	462,100	5,131.29	2,371,170,626	5,472.00	2,528,611,200	4.49
日本	株式	ＩＮＰＥＸ	鉱業	663,400	3,109.74	2,063,002,386	3,443.00	2,284,086,200	4.06
日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	1,116,600	1,602.41	1,789,258,534	1,612.50	1,800,517,500	3.20
日本	株式	三菱商事	卸売業	431,800	3,753.09	1,620,586,570	4,097.00	1,769,084,600	3.14
日本	株式	キリンホールディングス	食料品	583,700	2,346.92	1,369,899,475	2,392.00	1,396,210,400	2.48
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	227,800	5,651.63	1,287,442,994	5,727.00	1,304,610,600	2.32
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人投資証券	―	8,506	143,297.53	1,218,888,806	143,500	1,220,611,000	2.17
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	194,800	5,088.44	991,228,530	5,242.00	1,021,141,600	1.81
日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	6,220,300	153.31	953,659,799	154.90	963,524,470	1.71
日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	730,900	1,187.89	868,232,582	1,163.50	850,402,150	1.51
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	―	6,843	124,990.45	855,309,690	121,700	832,793,100	1.48

		投資証券							
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	―	6,666	128,292.43	855,197,390	124,800	831,916,800	1.48
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	316,500	2,589.77	819,662,884	2,606.50	824,957,250	1.47
日本	株式	ＡＧＣ	ガラス・土石製品	140,400	5,396.77	757,707,412	5,699.00	800,139,600	1.42
日本	株式	ヒューリック	不動産業	424,400	1,777.22	754,253,158	1,839.00	780,471,600	1.39
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	3,591,400	215.03	772,273,256	209.00	750,602,600	1.33
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	―	4,367	173,923.82	759,525,336	167,100	729,725,700	1.30
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	449,900	1,524.88	686,046,638	1,555.00	699,594,500	1.24
日本	株式	オリックス	その他金融業	134,000	4,657.78	624,143,422	4,694.00	628,996,000	1.12
日本	株式	住友林業	建設業	362,500	1,531.91	555,317,610	1,674.50	607,006,250	1.08
日本	株式	小松製作所	機械	100,600	5,161.73	519,270,187	5,929.00	596,457,400	1.06
日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	217,400	2,358.33	512,701,742	2,740.00	595,676,000	1.06
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	437,400	1,358.18	594,068,160	1,352.50	591,583,500	1.05
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	90,600	6,086.57	551,443,788	6,050.00	548,130,000	0.97
日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	365,100	1,387.33	506,515,070	1,413.00	515,886,300	0.92

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	4.06
		建設業	1.89
		食料品	14.08
		化学	2.10
		医薬品	2.97
		石油・石炭製品	0.86
		ゴム製品	6.15
		ガラス・土石製品	1.49
		鉄鋼	1.00
		非鉄金属	0.09
		金属製品	0.10
		機械	2.29
		電気機器	5.76
		輸送用機器	11.01
		精密機器	0.29
		その他製品	0.54
		電気・ガス業	0.89
		陸運業	0.29
		海運業	0.99
		空運業	0.26
		情報・通信業	5.56

		卸売業	3.60
		小売業	0.16
		銀行業	12.83
		証券、商品先物取引業	1.42
		保険業	4.66
		その他金融業	1.73
		不動産業	1.59
		サービス業	0.39
投資証券	—	—	9.91
合　　計			98.96

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物　２０２６年０３月	買建	16	日本円	567,008,250	572,320,000	1.02

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)		東京証券取引所取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第 13 特定期間末　(2016 年 7 月 8 日)	10,051	10,124	1,378.72	1,388.72	1,407
第 14 特定期間末　(2017 年 1 月 8 日)	12,751	12,838	1,730.19	1,741.99	1,715
第 15 特定期間末　(2017 年 7 月 8 日)	17,476	17,594	1,782.06	1,794.06	1,784
第 16 特定期間末　(2018 年 1 月 8 日)	21,600	21,740	1,997.88	2,010.78	1,990
第 17 特定期間末　(2018 年 7 月 8 日)	18,643	18,769	1,821.05	1,833.35	1,828
第 18 特定期間末　(2019 年 1 月 8 日)	17,589	17,753	1,641.73	1,657.03	1,648
第 19 特定期間末　(2019 年 7 月 8 日)	15,544	15,672	1,667.19	1,680.89	1,671
第 20 特定期間末　(2020 年 1 月 8 日)	12,720	12,829	1,735.58	1,750.38	1,769
第 21 特定期間末　(2020 年 7 月 8 日)	11,386	11,485	1,420.91	1,433.21	1,420
第 22 特定期間末　(2021 年 1 月 8 日)	11,566	11,665	1,603.72	1,617.52	1,587
第 23 特定期間末　(2021 年 7 月 8 日)	12,525	12,615	1,807.06	1,820.06	1,814
第 24 特定期間末　(2022 年 1 月 8 日)	11,999	12,103	1,903.91	1,920.41	1,900
第 25 特定期間末　(2022 年 7 月 8 日)	10,345	10,442	1,951.41	1,969.71	1,979
第 26 特定期間末　(2023 年 1 月 8 日)	15,923	16,101	2,004.96	2,027.36	2,006.5
第 27 特定期間末　(2023 年 7 月 8 日)	25,388	25,600	2,445.98	2,466.48	2,451
第 28 特定期間末　(2024 年 1 月 8 日)	31,819	32,090	2,649.01	2,671.61	2,645.5
第 29 特定期間末　(2024 年 7 月 8 日)	44,084	44,423	3,103.86	3,127.66	3,136
第 30 特定期間末　(2025 年 1 月 8 日)	47,216	47,638	2,988.00	3,014.70	2,992.5
第 31 特定期間末　(2025 年 7 月 8 日)	50,106	50,520	3,026.42	3,051.42	3,026
第 32 特定期間末　(2026 年 1 月 8 日)	54,658	55,102	3,812.04	3,843.04	3,825
2025 年 1 月末日	43,204	—	3,014.51	—	3,015
2 月末日	45,479	—	2,984.94	—	3,020
3 月末日	45,752	—	3,042.03	—	3,110
4 月末日	45,068	—	2,958.87	—	2,960
5 月末日	49,076	—	3,075.34	—	3,078
6 月末日	50,493	—	3,068.61	—	3,066
7 月末日	46,688	—	3,159.75	—	3,163
8 月末日	49,232	—	3,322.18	—	3,332
9 月末日	51,990	—	3,404.45	—	3,407
10 月末日	53,084	—	3,464.08	—	3,456
11 月末日	53,421	—	3,707.75	—	3,690
12 月末日	54,185	—	3,779.05	—	3,782

2026年 1月末日	56,286	—	3,936.24	—	3,926

(注)特定期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第13特定期間	2016年 1月 9日～2016年 7月 8日	20.6000
第14特定期間	2016年 7月 9日～2017年 1月 8日	20.1000
第15特定期間	2017年 1月 9日～2017年 7月 8日	23.2000
第16特定期間	2017年 7月 9日～2018年 1月 8日	24.7000
第17特定期間	2018年 1月 9日～2018年 7月 8日	24.6000
第18特定期間	2018年 7月 9日～2019年 1月 8日	27.9000
第19特定期間	2019年 1月 9日～2019年 7月 8日	27.3000
第20特定期間	2019年 7月 9日～2020年 1月 8日	27.8000
第21特定期間	2020年 1月 9日～2020年 7月 8日	26.8000
第22特定期間	2020年 7月 9日～2021年 1月 8日	23.7000
第23特定期間	2021年 1月 9日～2021年 7月 8日	26.3000
第24特定期間	2021年 7月 9日～2022年 1月 8日	29.8000
第25特定期間	2022年 1月 9日～2022年 7月 8日	37.9000
第26特定期間	2022年 7月 9日～2023年 1月 8日	41.8000
第27特定期間	2023年 1月 9日～2023年 7月 8日	39.7000
第28特定期間	2023年 7月 9日～2024年 1月 8日	41.8000
第29特定期間	2024年 1月 9日～2024年 7月 8日	47.7000
第30特定期間	2024年 7月 9日～2025年 1月 8日	52.3000
第31特定期間	2025年 1月 9日～2025年 7月 8日	53.3000
第32特定期間	2025年 7月 9日～2026年 1月 8日	58.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第13特定期間	2016年 1月 9日～2016年 7月 8日	△12.09
第14特定期間	2016年 7月 9日～2017年 1月 8日	26.95
第15特定期間	2017年 1月 9日～2017年 7月 8日	4.34
第16特定期間	2017年 7月 9日～2018年 1月 8日	13.50
第17特定期間	2018年 1月 9日～2018年 7月 8日	△7.62
第18特定期間	2018年 7月 9日～2019年 1月 8日	△8.31
第19特定期間	2019年 1月 9日～2019年 7月 8日	3.21
第20特定期間	2019年 7月 9日～2020年 1月 8日	5.77
第21特定期間	2020年 1月 9日～2020年 7月 8日	△16.59
第22特定期間	2020年 7月 9日～2021年 1月 8日	14.53
第23特定期間	2021年 1月 9日～2021年 7月 8日	14.32

第 24 特定期間	2021 年 7 月 9 日～2022 年 1 月 8 日	7.01
第 25 特定期間	2022 年 1 月 9 日～2022 年 7 月 8 日	4.49
第 26 特定期間	2022 年 7 月 9 日～2023 年 1 月 8 日	4.89
第 27 特定期間	2023 年 1 月 9 日～2023 年 7 月 8 日	23.98
第 28 特定期間	2023 年 7 月 9 日～2024 年 1 月 8 日	10.01
第 29 特定期間	2024 年 1 月 9 日～2024 年 7 月 8 日	18.97
第 30 特定期間	2024 年 7 月 9 日～2025 年 1 月 8 日	△2.05
第 31 特定期間	2025 年 1 月 9 日～2025 年 7 月 8 日	3.07
第 32 特定期間	2025 年 7 月 9 日～2026 年 1 月 8 日	27.88

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 13 特定期間	2016 年 1 月 9 日～2016 年 7 月 8 日	3,819,000	295,599
第 14 特定期間	2016 年 7 月 9 日～2017 年 1 月 8 日	1,855,900	1,776,731
第 15 特定期間	2017 年 1 月 9 日～2017 年 7 月 8 日	5,693,800	3,256,489
第 16 特定期間	2017 年 7 月 9 日～2018 年 1 月 8 日	2,180,500	1,175,688
第 17 特定期間	2018 年 1 月 9 日～2018 年 7 月 8 日	2,050,800	2,624,959
第 18 特定期間	2018 年 7 月 9 日～2019 年 1 月 8 日	476,600	0
第 19 特定期間	2019 年 1 月 9 日～2019 年 7 月 8 日	358,000	1,748,521
第 20 特定期間	2019 年 7 月 9 日～2020 年 1 月 8 日	361,300	2,355,522
第 21 特定期間	2020 年 1 月 9 日～2020 年 7 月 8 日	684,000	0
第 22 特定期間	2020 年 7 月 9 日～2021 年 1 月 8 日	170,900	972,163
第 23 特定期間	2021 年 1 月 9 日～2021 年 7 月 8 日	1,848,900	2,129,849
第 24 特定期間	2021 年 7 月 9 日～2022 年 1 月 8 日	1,314,600	1,943,301
第 25 特定期間	2022 年 1 月 9 日～2022 年 7 月 8 日	159,800	1,160,649
第 26 特定期間	2022 年 7 月 9 日～2023 年 1 月 8 日	3,031,800	391,704
第 27 特定期間	2023 年 1 月 9 日～2023 年 7 月 8 日	3,994,800	1,557,163
第 28 特定期間	2023 年 7 月 9 日～2024 年 1 月 8 日	5,146,500	3,514,309
第 29 特定期間	2024 年 1 月 9 日～2024 年 7 月 8 日	3,372,900	1,181,324
第 30 特定期間	2024 年 7 月 9 日～2025 年 1 月 8 日	2,788,300	1,189,421
第 31 特定期間	2025 年 1 月 9 日～2025 年 7 月 8 日	2,652,000	1,897,866
第 32 特定期間	2025 年 7 月 9 日～2026 年 1 月 8 日	1,695,600	3,913,542

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

≪参考情報≫

運用実績

2026 年 1 月 30 日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額……393,624 円
純資産総額……562.86 億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の 100 口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016 年 1 月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去 10 年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、100 口当たり）

2025 年 1 月	2025 年 4 月	2025 年 7 月	2025 年 10 月	2026 年 1 月	設定来累計
2,670 円	2,830 円	2,500 円	2,700 円	3,100 円	85,150 円

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

組入資産	比 率
株式	89.04%
投資証券	9.91%
現金その他	1.04%

※対純資産総額比です。

＜組入上位 10 銘柄＞

	銘 柄	種 類	業 種	比 率
1	日本たばこ産業	株式	食料品	8.21%
2	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	6.82%
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	6.38%
4	キヤノン	株式	電気機器	5.60%
5	ブリヂストン	株式	ゴム製品	5.47%
6	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	4.49%
7	ＩＮＰＥＸ	株式	鉱業	4.06%
8	アサヒグループホールディングス	株式	食料品	3.20%
9	三菱商事	株式	卸売業	3.14%
10	キリンホールディングス	株式	食料品	2.48%

※対純資産総額比です。

年間収益率の推移

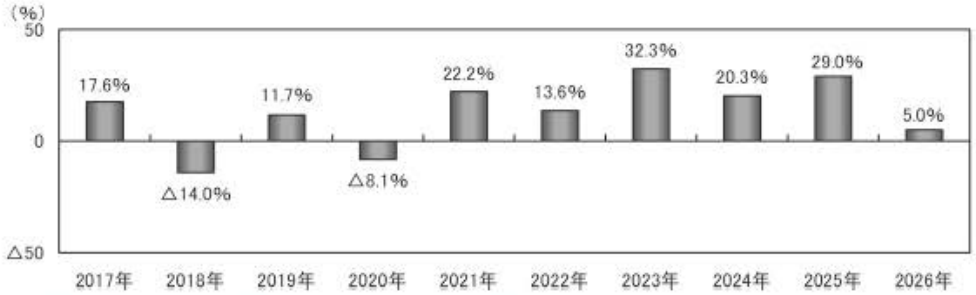

※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2026 年は、2026 年 1 月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する株式および上場不動産投資信託証券をもって取得の申込みを行なうものとします。当該株式および上場不動産投資信託証券は、東証配当フォーカス 100 指数における各構成銘柄の株式および上場不動産投資信託証券の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の株式および上場不動産投資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。

・なお、拠出された株式および上場不動産投資信託証券の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。また取得申込者が、東証配当フォーカス 100 指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいいます。当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。

・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（２）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後 3 時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。ただし、取得申込者が東証配当フォーカス 100 指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後 2 時 30 分までとします。

※販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行ないません。

１）東証配当フォーカス 100 指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の２営業日間

２）東証配当フォーカス 100 指数構成銘柄の変更、増減資などに伴なう株数および口数の変更日の２営業日前以降の３営業日間

３）ファンドの計算期間終了日（決算日）の２営業日前以降の２営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の３営業日前以降の３営業日間）

４）ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間

５）１）～４）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※１）～４）に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

（５）申込単位

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100 口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

（６）受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

（１）受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

（２）受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換

① 受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の

信託財産に対する持分に相当する株式および上場不動産投資信託証券と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が東証配当フォーカス 100 指数に連動すると想定する、東証配当フォーカス 100 指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。
※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。

② 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数および口数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数および口数とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。

③ 交換請求日の午後 3 時 30 分までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。ただし、受益者が東証配当フォーカス 100 指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後 2 時 30 分までとします。
※販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

⑤ 交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。
１）東証配当フォーカス 100 指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の３営業日間
２）東証配当フォーカス 100 指数構成銘柄の変更、増減資などに伴なう株数および口数の変更日の２営業日前以降の３営業日間
３）ファンドの計算期間終了日（決算日）の２営業日前以降の２営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の３営業日前以降の３営業日間）
４）ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
５）１）～４）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
※１）～４）に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。

⑥ 交換請求を行なった受益者が交換に係る株式の発行会社等である場合には、委託会社は、交換請求を受け付けた口数から当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社等の株式を除きます。）を交換するものとします。

⑦ 受益者への交換株式および交換上場不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して３営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数および口数の増加の記載または記録が行なわれます。

⑧ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。

⑨ 交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。

（３）受益権の買取り

① 受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。

② 原則として、午後 3 時 30 分までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

③ 受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

④ 委託会社が指定する販売会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

⑤ 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

３【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは100口当たりに換算した価額で表示することがあります。

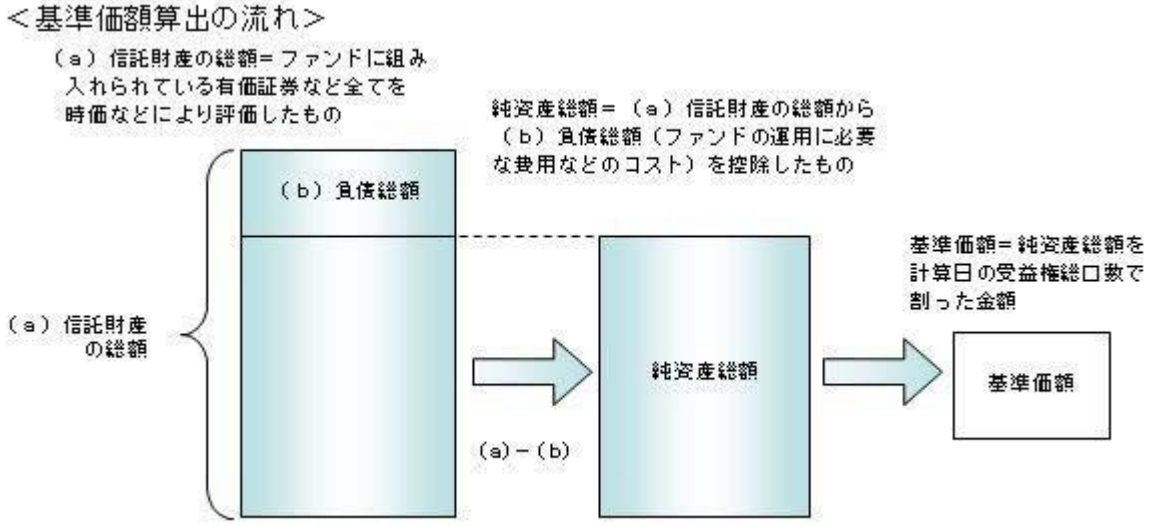

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.amova-am.com
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2010年5月13日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年１月９日から４月８日まで、４月９日から７月８日まで、７月９日から10月８日までおよび10月９日から翌年１月８日までとします。

（5）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益権の口数が 50 万口を下回ることとなった場合
ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ）受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
ロ）東証配当フォーカス 100 指数が廃止された場合
ハ）東証配当フォーカス 100 指数の計算方法の変更などに伴なって委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合
ニ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ホ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ヘ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ト）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

なお、上記イ）によりこの信託契約を解約し繰上償還させる場合には、すべての金融商品取引所において上場が廃止された後は直ちに信託を終了するための手続を開始するものとします。

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

③ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜書面決議の主な流れ＞

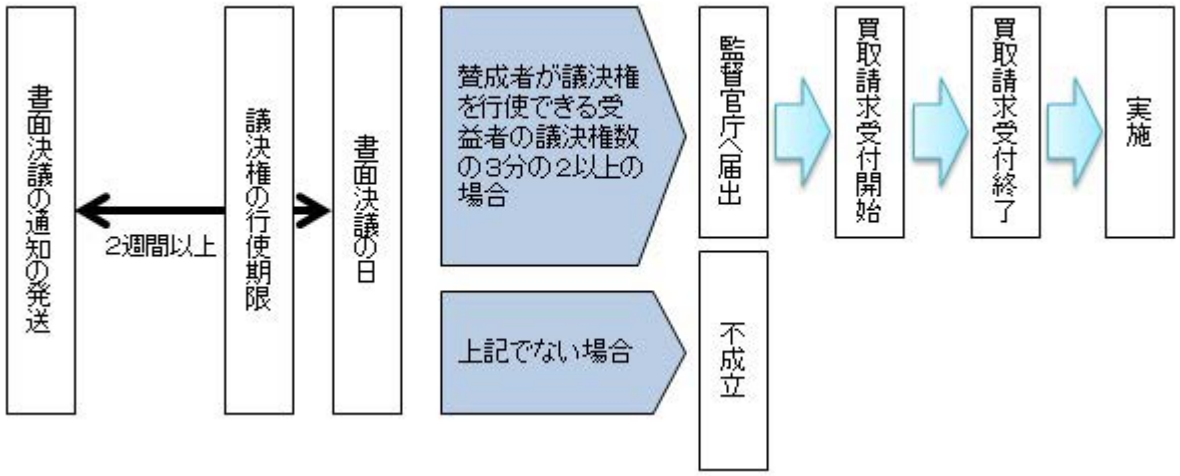

④　公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス　　www.amova-am.com

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑤　信託終了時の交換等

1）ファンドが信託を終了することとなる場合は、交換に必要な受益権口数を有する受益者に対しては、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式および上場不動産投資信託証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。

2）交換は、委託会社の指定する販売会社で取り扱うものとします。

3）受益者が取得する個別銘柄の株数および口数は、償還価額に基づいて計算された株数および口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

4）受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

5）受益者が東証配当フォーカス 100 指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合は、当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する受益権について金銭をもって返還するものとします。

6）交換に必要な受益権口数を有しない受益者は、償還価額をもって委託会社が指定する販売会社に買取請求を行なうものとします。この場合、受益者は販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

7）受益者が、株式および上場不動産投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から 10 年間請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

⑥　運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・提供は行ないません。

⑦　関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金受領権

・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。

・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金

銭は委託会社に帰属します。

（２）受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換権

・受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券と交換することを請求できます。

・ただし、受益者が信託の終了による株式および上場不動産投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。

（３）受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2025 年 7 月 9 日から 2026 年 1 月 8 日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026 年 3 月 25 日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　辻村　和之

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原　康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス 100）の 2025 年 7 月 9 日から 2026 年 1 月 8 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス 100）の 2026 年 1 月 8 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

１【財務諸表】

【上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス１００）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2025年 7月 8日現在	当期 2026年 1月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	271,867,751	184,760,690
株式	44,255,195,250	49,219,293,360
投資証券	5,310,243,600	4,840,302,300
派生商品評価勘定	4,386,250	12,435,650
未収入金	253,262,640	449,119,670
未収配当金	507,640,390	481,974,776
未収利息	3,631	3,740
流動資産合計	50,602,599,512	55,187,890,186
資産合計	50,602,599,512	55,187,890,186
負債の部		
流動負債		
前受金	2,741,700	17,885,000
未払収益分配金	413,907,325	444,488,881
未払受託者報酬	6,490,202	7,383,941
未払委託者報酬	29,855,086	33,966,282
その他未払費用	43,355,899	25,777,218
流動負債合計	496,350,212	529,501,322
負債合計	496,350,212	529,501,322
純資産の部		
元本等		
元本	17,417,220,236	15,083,945,252
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32,689,029,064	39,574,443,612
（分配準備積立金）	24,919,777	4,184,577
元本等合計	50,106,249,300	54,658,388,864
純資産合計	50,106,249,300	54,658,388,864
負債純資産合計	50,602,599,512	55,187,890,186

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2025年 1月 9日 至　2025年 7月 8日	当期 自　2025年 7月 9日 至　2026年 1月 8日
営業収益		
受取配当金	970,861,400	948,877,993
受取利息	515,185	711,315
有価証券売買等損益	524,434,601	11,540,594,571
派生商品取引等損益	△11,618,500	113,001,300
その他収益	31,707	1,575
営業収益合計	1,484,224,393	12,603,186,754
営業費用		
受託者報酬	12,582,231	14,237,774
委託者報酬	57,878,536	65,494,057
その他費用	36,396,166	25,886,848
営業費用合計	106,856,933	105,618,679
営業利益又は営業損失（△）	1,377,367,460	12,497,568,075
経常利益又は経常損失（△）	1,377,367,460	12,497,568,075
当期純利益又は当期純損失（△）	1,377,367,460	12,497,568,075
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	30,592,937,963	32,689,029,064
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,167,875,833	3,969,632,353
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,167,875,833	3,969,632,353
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,606,915,028	8,717,078,476
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,606,915,028	8,717,078,476
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	842,237,164	864,707,404
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32,689,029,064	39,574,443,612

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2025 年 7 月 8 日現在	当期 2026 年 1 月 8 日現在
1．	期首元本額	16,623,871,268 円	17,417,220,236 円
	期中追加設定元本額	2,789,904,000 円	1,783,771,200 円
	期中一部交換元本額	1,996,555,032 円	4,117,046,184 円
2．	受益権の総数	16,556,293 口	14,338,351 口
3．	担保資産 デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。 株式	493,229,000 円	458,845,000 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2025 年 1 月 9 日 至 2025 年 7 月 8 日			当期 自 2025 年 7 月 9 日 至 2026 年 1 月 8 日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	自 2025 年 1 月 9 日 至 2025 年 4 月 8 日			自 2025 年 7 月 9 日 至 2025 年 10 月 8 日	
A	当期配当等収益額	464,706,956 円	A	当期配当等収益額	452,716,270 円
B	分配準備積立金	2,605,582 円	B	分配準備積立金	24,919,777 円
C	配当等収益額合計（A+B）	467,312,538 円	C	配当等収益額合計（A+B）	477,636,047 円
D	経費	37,700,075 円	D	経費	50,843,112 円
E	収益分配可能額（C−D）	429,612,463 円	E	収益分配可能額（C−D）	426,792,935 円
F	収益分配金額	428,329,839 円	F	収益分配金額	420,218,523 円
G	次期繰越金（分配準備積立金）（E−F）	1,282,624 円	G	次期繰越金（分配準備積立金）（E−F）	6,574,412 円
H	口数	15,135,330 口	H	口数	15,563,649 口
I	分配金額（100 口当たり）	2,830 円	I	分配金額（100 口当たり）	2,700 円
	自 2025 年 4 月 9 日 至 2025 年 7 月 8 日			自 2025 年 10 月 9 日 至 2026 年 1 月 8 日	
A	当期配当等収益額	506,701,336 円	A	当期配当等収益額	496,874,613 円
B	分配準備積立金	1,282,624 円	B	分配準備積立金	6,574,412 円
C	配当等収益額合計（A+B）	507,983,960 円	C	配当等収益額合計（A+B）	503,449,025 円
D	経費	69,156,858 円	D	経費	54,775,567 円

E　収益分配可能額（C－D）	438,827,102 円	E　収益分配可能額（C－D）	448,673,458 円
F　収益分配金額	413,907,325 円	F　収益分配金額	444,488,881 円
G　次期繰越金（分配準備積立金）（E－F）	24,919,777 円	G　次期繰越金（分配準備積立金）（E－F）	4,184,577 円
H　口数	16,556,293 口	H　口数	14,338,351 口
I　分配金額（100 口当たり）	2,500 円	I　分配金額（100 口当たり）	3,100 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2025 年 1 月 9 日 至 2025 年 7 月 8 日	当期 自 2025 年 7 月 9 日 至 2026 年 1 月 8 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025 年 7 月 8 日現在	当期 2026 年 1 月 8 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2025 年 7 月 8 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

株式	3,546,062,138
投資証券	364,540,048
合計	3,910,602,186

当期（2026年 1月 8日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	5,114,156,094
投資証券	168,544,411
合計	5,282,700,505

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

前期（2025年 7月 8日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	532,353,300	－	536,750,000	4,396,700
合計		532,353,300	－	536,750,000	4,396,700

当期（2026年 1月 8日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	579,410,000	－	591,855,000	12,445,000
合計		579,410,000	－	591,855,000	12,445,000

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 2025年 7月 8日現在		当期 2026年 1月 8日現在	
1口当たり純資産額	3,026.42円	1口当たり純資産額	3,812.04円

(100口当たり純資産額)	(302,642円)	(100口当たり純資産額)	(381,204円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ＩＮＰＥＸ	559,900	3,048.00	1,706,575,200	
大林組	70,200	3,340.00	234,468,000	
住友林業	328,600	1,521.00	499,800,600	
キリンホールディングス	564,500	2,345.50	1,324,034,750	
日本たばこ産業	802,400	5,730.00	4,597,752,000	代用有価証券 39,000株
旭化成	147,400	1,455.50	214,540,700	
東亜合成	60,600	1,688.50	102,323,100	
三菱ケミカルグループ	154,300	956.30	147,557,090	
ＫＨネオケム	23,500	2,449.00	57,551,500	
サカタインクス	28,200	2,407.00	67,877,400	
ミルボン	21,200	2,404.00	50,964,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	70,600	1,313.00	92,697,800	
武田薬品工業	201,100	5,087.00	1,022,995,700	代用有価証券 17,000株
アステラス製薬	181,500	2,213.00	401,659,500	
中外製薬	424,100	8,495.00	3,602,729,500	
エーザイ	28,600	4,754.00	135,964,400	
出光興産	89,900	1,188.00	106,801,200	
ＥＮＥＯＳホールディングス	318,400	1,161.00	369,662,400	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	75,600	4,294.00	324,626,400	
ブリヂストン	783,400	3,459.00	2,709,780,600	
住友ゴム工業	125,700	2,466.00	309,976,200	
ＡＧＣ	127,400	5,365.00	683,501,000	
日本電気硝子	42,300	6,164.00	260,737,200	
日本カーボン	7,700	4,490.00	34,573,000	
日本特殊陶業	17,100	6,899.00	117,972,900	
日本製鉄	534,400	632.50	338,008,000	
ＪＦＥホールディングス	64,300	2,007.00	129,050,100	
住友金属鉱山	29,000	7,039.00	204,131,000	

リョービ	13,900	2,766.00	38,447,400	
ノーリツ	19,600	2,046.00	40,101,600	
やまびこ	22,600	3,000.00	67,800,000	
小松製作所	96,300	5,127.00	493,730,100	
住友重機械工業	75,000	4,354.00	326,550,000	
タダノ	69,000	1,103.00	76,107,000	
ＴＨＫ	74,900	4,032.00	301,996,800	
キッツ	42,700	1,857.00	79,293,900	
スター精密	22,000	2,195.00	48,290,000	
日清紡ホールディングス	101,000	1,337.50	135,087,500	
マブチモーター	115,200	1,455.50	167,673,600	
日置電機	7,100	6,140.00	43,594,000	
日本セラミック	11,600	3,755.00	43,558,000	
キヤノン	670,900	4,653.00	3,121,697,700	代用有価証券 32,000株
いすゞ自動車	59,800	2,477.00	148,124,600	
トヨタ自動車	1,012,800	3,294.00	3,336,163,200	
アイシン	40,200	2,969.50	119,373,900	
本田技研工業	450,200	1,524.50	686,329,900	
ＳＵＢＡＲＵ	56,000	3,299.00	184,744,000	
ヤマハ発動機	523,300	1,203.00	629,529,900	
タムロン	65,600	1,037.00	68,027,200	
ノーリツ鋼機	37,200	1,892.00	70,382,400	
フルヤ金属	10,800	3,750.00	40,500,000	
ＮＩＳＳＨＡ	23,500	1,260.00	29,610,000	
ローランド	9,200	3,685.00	33,902,000	
ピジョン	90,100	1,624.00	146,322,400	
中部電力	80,100	2,253.00	180,465,300	
静岡ガス	29,400	1,180.00	34,692,000	
日本郵船	42,100	5,232.00	220,267,200	
川崎汽船	45,300	2,253.50	102,083,550	
ソフトバンク	3,628,200	215.10	780,425,820	
双日	25,200	5,259.00	132,526,800	
あい　ホールディングス	25,300	2,824.00	71,447,200	
ユニソルホールディングス	11,100	2,313.00	25,674,300	
三井物産	315,800	4,780.00	1,509,524,000	

住友商事	135,400	5,648.00	764,739,200	
三菱商事	415,600	3,739.00	1,553,928,400	
しずおかフィナンシャルグループ	45,900	2,521.00	115,713,900	
ゆうちょ銀行	167,900	2,263.00	379,957,700	
横浜フィナンシャルグループ	106,300	1,336.50	142,069,950	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	1,311,200	2,604.00	3,414,364,800	
三井住友トラストグループ	74,300	4,900.00	364,070,000	
三井住友フィナンシャルグループ	424,900	5,103.00	2,168,264,700	
千葉銀行	62,400	1,838.00	114,691,200	
みずほフィナンシャルグループ	262,800	6,060.00	1,592,568,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	20,500	2,031.00	41,635,500	
ＳＢＩホールディングス	57,200	3,451.00	197,397,200	
大和証券グループ本社	148,200	1,459.00	216,223,800	
野村ホールディングス	347,200	1,385.50	481,045,600	
かんぽ生命保険	23,100	4,958.00	114,529,800	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	157,300	3,824.00	601,515,200	
第一生命ホールディングス	367,300	1,360.50	499,711,650	
Ｔ＆Ｄホールディングス	52,400	3,812.00	199,748,800	
オリックス	121,100	4,659.00	564,204,900	
三菱ＨＣキャピタル	106,800	1,347.50	143,913,000	
大東建託	37,300	3,003.00	112,011,900	
ヒューリック	312,500	1,775.50	554,843,750	
東京建物	118,100	3,654.00	431,537,400	
オープンアップグループ	47,100	1,846.00	86,946,600	
電通グループ	154,200	3,386.00	522,121,200	
日本郵政	219,800	1,788.00	393,002,400	
船井総研ホールディングス	57,300	1,155.00	66,181,500	
合　　計	19,159,000		49,219,293,360	

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	3,809	663,527,800	
	日本ビルファンド投資法人　投資証券	7,222	1,032,746,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	5,915	761,260,500	
	日本都市ファンド投資法人　投資証券	5,844	733,422,000	

	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	3,319	346,835,500	
	グローバル・ワン不動産投資法人　投資証券	824	116,101,600	
	インヴィンシブル投資法人　投資証券	6,065	397,864,000	
	フロンティア不動産投資法人　投資証券	2,260	213,570,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	4,107	345,398,700	
	大和証券リビング投資法人　投資証券	1,974	229,576,200	
合計		41,339	4,840,302,300	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 1月30日現在です。

【上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス１００）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	69,246,605,209円
Ⅱ　負債総額	12,960,559,706円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	56,286,045,503円
Ⅳ　発行済口数	14,299,449口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3,936.24円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式および交換上場不動産投資信託証券の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2026 年 1 月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	230,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2026 年 1 月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び 5 名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2026 年 1 月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。

２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。

３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。

５．運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、2026 年 1 月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			743	376,277
	株式投資信託		699	333,315
		単位型	236	5,896
		追加型	463	327,418
	公社債投資信託		44	42,961
		単位型	31	868
		追加型	13	42,093

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 66 期事業年度（2024 年４月１日から 2025 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

　また、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 67 期中間会計期間（2025 年４月１日から 2025 年９月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年６月 13 日

日興アセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋　宗　勝　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　上　和　彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2024 年４月１日から 2025 年３月 31 日までの第 66 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2025 年３月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2025 年 12 月 5 日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　秋　宗　勝　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　三　上　和　彦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（旧社名日興アセットマネジメント株式会社）の 2025 年４月１日から 2026 年３月 31 日までの第 67 期事業年度の中間会計期間（2025 年４月１日から 2025 年９月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の 2025 年９月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年４月１日から 2025 年９月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検

討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第65期 （2024年３月31日）		第66期 （2025年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		－
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	※３	647	※３	900
立替金		1,089		1,214
その他	※２	2,011	※２	3,024
流動資産合計		61,434		71,969
固定資産				
有形固定資産				
建物	※１	233	※１	187
器具備品	※１	134	※１	108
有形固定資産合計		368		295
無形固定資産				
ソフトウエア		438		478
無形固定資産合計		438		478
投資その他の資産				
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		―		496
その他投資		―		765
投資その他の資産合計		66,398		65,006
固定資産合計		67,205		65,781
資産合計		128,640		137,750

（単位：百万円）

		第65期 （2024年３月31日）		第66期 （2025年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		451		1,631
未払金		9,211		9,544
未払収益分配金		7		7
未払償還金		71		71
未払手数料		8,330		8,462
その他未払金		803		1,002
未払費用	※３	4,082	※３	4,202
未払法人税等		1,644		3,378
未払消費税等	※４	620	※４	693
関係会社短期借入金		－		6,690
賞与引当金		2,619		2,881
役員賞与引当金		232		225
その他		683		44
流動負債合計		19,547		29,291
固定負債				
退職給付引当金		1,448		1,455
賞与引当金		565		529
役員賞与引当金		56		121
繰延税金負債		295		―
その他		251		231
固定負債合計		2,617		2,337
負債合計		22,165		31,629
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		82,591		83,753
利益剰余金合計		82,591		83,753
自己株式		△2,067		△2,067
株主資本合計		103,107		104,269
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		4,523		2,466
繰延ヘッジ損益		△1,155		△ 615
評価・換算差額等合計		3,367		1,851
純資産合計		106,475		106,120
負債純資産合計		128,640		137,750

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）		第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業収益				
委託者報酬		75,874		83,264
その他営業収益	※1	3,714	※1	4,604
営業収益合計		79,588		87,869
営業費用				
支払手数料		32,917		37,898
広告宣伝費		711		645
公告費		3		5
調査費		17,736		18,976
調査費		1,266		1,433
委託調査費		16,445		17,516
図書費		23		26
委託計算費		610		617
営業雑経費		881		867
通信費		135		136
印刷費		308		278
協会費		48		50
諸会費		11		18
その他		375		382
営業費用計		52,860		59,011
一般管理費				
給料		10,550		11,085
役員報酬		459		592
役員賞与引当金繰入額		273		289
給料・手当		6,791		7,151
賞与		277		216
賞与引当金繰入額		2,747		2,835
交際費		71		49
寄付金		22		22
旅費交通費		260		273
租税公課		389		646
不動産賃借料		906		836
退職給付費用		388		403
退職金		36		38
固定資産減価償却費		199		193
福利費		1,208		1,187
諸経費		4,661		4,821
一般管理費計		18,694		19,559
営業利益		8,033		9,298

（単位：百万円）

		第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）		第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業外収益				
受取利息		4		10
受取配当金	※2	4,946	※2	4,356
デリバティブ収益		－		193
有価証券評価益	※3	1,113	※3	3,063
金銭の信託運用益		399		170
時効成立分配金・償還金		2		2
為替差益		―		162
その他		50		81
営業外収益合計		6,517		8,039
営業外費用				
支払利息		569	※2	907
デリバティブ費用		3,494		―
時効成立後支払分配金・償還金		1		2
為替差損		165		―
その他		0		9
営業外費用合計		4,231		919
経常利益		10,319		16,418
特別利益				
投資有価証券売却益		815		210
特別利益合計		815		210
特別損失				
投資有価証券売却損		174		81
固定資産処分損		52		10
損害賠償損失		167		―
特別損失合計		394		91
税引前当期純利益		10,740		16,537
法人税、住民税及び事業税		2,415		4,349
法人税等調整額		△51		△ 157
法人税等合計		2,364		4,192
当期純利益		8,376		12,345

（３）【株主資本等変動計算書】

第 65 期（自　2023 年４月１日　至　2024 年３月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	3,284	3,284	－	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

第66期（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107
当期変動額							
剰余金の配当				△11,183	△11,183		△11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	1,162	1,162	－	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,523	△1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				△11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,056	539	△1,516	△1,516
当期変動額合計	△2,056	539	△1,516	△354
当期末残高	2,466	△615	1,851	106,120

［注記事項］
（重要な会計方針）

項目	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～15年 器具備品　３年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。

	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・　「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年９月 13 日）

・　「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年９月 13 日）等

（１）　概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）　適用予定日

2028 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

（重要な会計上の見積り）

第 65 期(自　2023 年４月１日　至　2024 年３月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自　2024 年４月１日　至　2025 年３月 31 日)

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

第65期 （2024年３月31日）	第66期 （2025年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,482百万円 器具備品　920百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,484百万円 器具備品　872百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　248百万円 （流動負債） 未払費用　1,873百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　282百万円 （流動負債） 未払費用　1,921百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興ＡＭエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大493百万円（５百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。	※５　保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興ＡＭエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大469百万円（５百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

（損益計算書関係）

第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
※１　営業収益合計には、成功報酬212百万円が含まれております。	※１　営業収益合計には、成功報酬354百万円が含まれております。
※２　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,889百万円	※２　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,048百万円 支払利息　286百万円
※３　有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額1,113百万円を営業外収益に計上しております。	※３　有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額3,063百万円を営業外収益に計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）
第65期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	－	－	2,860,000

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	217,000	－	96,000	121,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	752,000	－	406,000	346,000	－
合計		969,000	－	502,000	467,000	－

(注) 1　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
　　2　2016年度ストックオプション(2)121,000株及び2017年度ストックオプション(1)346,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年５月26日取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年３月31日	2023年６月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年５月29日取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024年３月31日	2024年６月25日

第66期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	－	－	2,860,000

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	121,000	－	121,000	－	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	346,000	－	154,000	192,000	－
合計		467,000	－	275,000	192,000	－

(注) １　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
　　２　2017 年度ストックオプション(1)192,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年５月29日取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年３月31日	2024年６月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年５月29日取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年３月31日	2025年６月27日

(リース取引関係)

第65期 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	第66期 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　891百万円 １年超　2,613百万円 合計　3,505百万円	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　916百万円 １年超　6,829百万円 合計　7,745百万円

（金融商品関係）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１ 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「５　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。
営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。
上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。
② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理
当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。
③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2　金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	－	3,899	－	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	－	25,927
資産計	7,785	22,041	－	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連（*2）	△309	－	－	△309
通貨関連（*3）	－	△367	－	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	－	△677

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（※２）株式関連のデリバティブ取引の△309 百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

（※３）通貨関連のデリバティブ取引の△367 百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

３　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	－
合計	53,440	169	2,483	－

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「５　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②　市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③　流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	2,418	14,651	－	17,070
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	4,097	11,342	－	15,440
資産計	6,516	25,994	－	32,510
デリバティブ取引(*1)				
株式関連（*2）	159	－	－	159
通貨関連（*3）	－	341	－	341
デリバティブ取引計	159	341	－	501

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（※２）株式関連のデリバティブ取引の 159 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

（※３）通貨関連のデリバティブ取引の 341 百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

３　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	－	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

（有価証券関係）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。
２　非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

４　保有目的を変更した有価証券
注記事項「(損益計算書関係）※３　有価証券評価益」をご参照ください。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	12,903	9,123	3,780
	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,536	2,809	△273
	小計	2,536	2,809	△273
合計		15,440	11,933	3,506

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額 2,571 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	△45
合計	5,849	764	△45

４　保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係）※３　有価証券評価益」をご参照ください。

（金銭の信託関係）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

（デリバティブ取引関係）
第65期(2024年３月31日)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 株式関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	－	△ 309	△ 309
合計		15,077	－	△ 309	△ 309

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
２　時価の算定方法
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連
該当事項はありません。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	－	△268
	豪ドル		84	－	△2
	香港ドル		542	－	△17
	人民元		2,979	－	△17
	ユーロ		2,172	－	△60
合計			12,243	－	△367

(注) １　時価の算定方法
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第66期(2025年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	－	159	159
合計		17,846	－	159	159

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	－	△39	△39
合計		6,696	－	△39	△39

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	6,651	－	326
	豪ドル		180	－	1
	ユーロ		2,796	－	△2
	香港ドル		1,067	－	38
	人民元		1,473	－	18
合計			12,167	－	381

(注) １　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1)関連会社に対する投資の金額　5,342 (2)持分法を適用した場合の投資の金額　17,691 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　2,474	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1)関連会社に対する投資の金額　5,341 (2)持分法を適用した場合の投資の金額　18,436 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　2,427

（退職給付関係）

第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.7%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253百万円でありました。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△34
退職給付の支払額	△133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

（ストックオプション等関係）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況
(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況
①　ストックオプション（新株予約権）の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

(注)　株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①　ストックオプション（新株予約権）の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	121,000	346,000
付与	0	0
失効	121,000	154,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

(注)　株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円

（税効果会計関係）

第65期 （2024年３月31日）	第66期 （2025年３月31日）
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：百万円） 繰延税金資産 賞与引当金　975 投資有価証券評価損　8 関係会社株式評価損　52 退職給付引当金　443 固定資産減価償却費　80 繰延ヘッジ損益　510 その他　679 繰延税金資産小計　2,750 評価性引当金　△52 繰延税金資産合計　2,697 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金　2,044 その他　948 繰延税金負債合計　2,992 繰延税金負債の純額　295	１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：百万円） 繰延税金資産 賞与引当金　1,047 投資有価証券評価損　8 関係会社株式評価損　54 退職給付引当金　457 固定資産減価償却費　69 繰延ヘッジ損益　283 その他　828 繰延税金資産小計　2,748 評価性引当金　△54 繰延税金資産合計　2,694 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金　1,221 その他　976 繰延税金負債合計　2,198 繰延税金資産の純額　496
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率　30.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　1.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△10.9% その他　1.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　22.0% ―	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率　30.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.6% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△6.3% その他　0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　25.3% ３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に成立したことに伴い、2026年４月１日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%になります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が26百万円減少し、法人税等調整額は２百万円減少し、その他有価証券評価差額金が32百万円減少し、繰延ヘッジ損失は８百万円減少しております。

（関連当事者情報）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１　関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
(ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	－	資金の返済(シンガポールドル貨建)(注1)	3,318(SGD 33,000千)	関係会社短期貸付金	－
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	22(SGD 223千)	未収収益	－
							関係会社株式の取得(注2)	13,412	－	－
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注3)	アセットマネジメント業	直接100.00	－	配当の受取	2,950(USD 20,000千)	－	－
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセットマネジメント業	直接100.00	－	増資の引受(注4)	1,828	－	－

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等
１．融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
２．Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年４月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
３．Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
４．Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	－	資金の借入(シンガポールドル貨建)(注1)	6,690(SGD 60,000千)	関係会社短期借入金	6,690(SGD 60,000千)
							借入金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	286(SGD 2,532千)	未払費用	286(SGD 2,532千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	－	配当の受取	2,641(USD 18,000千)	－	－
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセットマネジメント業	直接100.00	－	増資の引受(注3)	7,360	－	－

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

１．融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

２．Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

３．Nikko AM Global Holdings Limitedの行った7,360,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円で当社が引受けたものであります。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2024 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582 百万円
負債合計	7,834 百万円
純資産合計	38,748 百万円

営業収益	18,712 百万円
税引前当期純利益	6,127 百万円
当期純利益	4,588 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第65期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第66期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第65期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90％超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10％以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第66期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90％超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10％以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
該当事項はありません。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
該当事項はありません。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
該当事項はありません。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)　４　収益の計上基準」に記載のとおりです。

３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)　４　収益の計上基準」に記載のとおりです。

３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（１株当たり情報）

項目	第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
１株当たり純資産額	548円41銭	546円58銭
１株当たり当期純利益金額	43円14銭	63円58銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
当期純利益（百万円）	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション（2）121,000株、 2017年度ストックオプション（1）346,000株	2017年度ストックオプション（1）192,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第65期 （2024年３月31日）	第66期 （2025年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	106,475	106,120
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	194,152	194,152

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第67期中間会計期間 （2025年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		22,067
金銭の信託		21,408
有価証券		9
未収委託者報酬		19,210
未収収益		1,242
その他	※２	5,000
流動資産合計		68,938
固定資産		
有形固定資産	※１	292
無形固定資産		526
投資その他の資産		
投資有価証券		17,477
関係会社株式		44,701
長期差入保証金		685
繰延税金資産		665
投資その他の資産合計		63,529
固定資産合計		64,348
資産合計		133,286

（単位：百万円）

		第67期中間会計期間 （2025年9月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		9,717
未払費用		3,334
未払法人税等		2,614
未払消費税等	※3	511
関係会社短期借入金		6,917
賞与引当金		1,652
役員賞与引当金		180
その他		827
流動負債合計		25,756
固定負債		
退職給付引当金		1,476
賞与引当金		373
役員賞与引当金		113
その他		216
固定負債合計		2,179
負債合計		27,935
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		83,350
利益剰余金合計		83,350
自己株式		△2,067
株主資本合計		103,866
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,728
繰延ヘッジ損益		△244
評価・換算差額等合計		1,484
純資産合計		105,351
負債純資産合計		133,286

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		第67期中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		42,808
その他営業収益		2,243
営業収益合計		45,051
営業費用及び一般管理費	※１	40,760
営業利益		4,291
営業外収益	※２	7,437
営業外費用	※３	3,012
経常利益		8,717
特別利益	※４	937
特別損失	※５	51
税引前中間純利益		9,602
法人税等	※６	2,519
中間純利益		7,083

（３）中間株主資本等変動計算書

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△ 2,067	104,269
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 7,486	△ 7,486		△ 7,486
中間純利益				7,083	7,083		7,083
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 403	△ 403	－	△ 403
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	83,350	83,350	△ 2,067	103,866

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,466	△ 615	1,851	106,120
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 7,486
中間純利益				7,083
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 738	371	△ 366	△ 366
当中間期変動額合計	△ 738	371	△ 366	△ 769
当中間期末残高	1,728	△ 244	1,484	105,351

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第67期中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び当該履行業務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ

	れ、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。 (3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間貸借対照表関係）

第 67 期中間会計期間 （2025 年９月 30 日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 2,394 百万円 ※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※３　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※４　保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興ＡＭエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 489 百万円（５百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

（中間損益計算書関係）

第 67 期中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）
※１　減価償却実施額 有形固定資産　43 百万円 無形固定資産　61 百万円 ※２　営業外収益のうち主要なもの 金銭の信託運用益　3,837 百万円 受取配当金　2,598 百万円 有価証券評価益　953 百万円 有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。 ※３　営業外費用のうち主要なもの デリバティブ費用　2,675 百万円 支払利息　174 百万円 為替差損　147 百万円 ※４　特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益　713 百万円 関係会社株式売却益　223 百万円 ※５　特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損　51 百万円 ※６　中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	2,860,000	－	－	2,860,000

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高（百万円）
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2017 年度ストックオプション（1）	普通株式	192,000	－	－	192,000	－
合計		192,000	－	－	192,000	－

（注）１　2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

４　配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年５月 29 日取締役会	普通株式	7,486	38.56	2025 年３月 31 日	2025 年６月 27 日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第 67 期中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	983 百万円
１年超	6,295 百万円
合計	7,279 百万円

（金融商品関係）

第 67 期中間会計期間(2025 年９月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	3,407	18,001	－	21,408
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	2,259	11,805	－	14,064
資産計	5,666	29,806	－	35,473
デリバティブ取引(※１、２)				
株式関連	△122	－	－	△122
通貨関連	－	△189	－	△189
デリバティブ取引計	△122	△189	－	△311

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（※２）株式関連のデリバティブ取引のうち 2 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に、△124 百万円は、流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち△189 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

（２）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	3,422
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

（有価証券関係）

第 67 期中間会計期間(2025 年９月 30 日)

１　子会社株式及び関連会社株式

(注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、（金融商品関係）金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注２）に記載のとおりであります。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,774	9,262	2,512
	小計	11,774	9,262	2,512
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,290	2,457	△167
	小計	2,290	2,457	△167
合計		14,064	11,720	2,344

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式（中間貸借対照表計上額 3,422 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（金銭の信託関係）

第 67 期中間会計期間(2025 年９月 30 日)

運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	21,408	3,837

（デリバティブ取引関係）

第 67 期中間会計期間(2025 年９月 30 日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	18,941	－	△122	△122
合計		18,941	－	△122	△122

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,929	－	△26	△26
合計		6,929	－	△26	△26

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	5,877	－	△98
	豪ドル		146	－	△3
	ユーロ		3,242	－	△50
	香港ドル		495	－	△10
合計			9,761	－	△162

（持分法損益等）

第67期中間会計期間 （自　2025年4月1日 至　2025年9月30日）	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,345百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	18,450百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,313百万円

（収益認識関係）

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

1　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針　4．収益の計上基準」に記載の通りです。

3　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（ストックオプション等関係）

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第 67 期中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）
１株当たり純資産額	542 円 62 銭
１株当たり中間純利益金額	36 円 48 銭

（注）　１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）
中間純利益（百万円）	7,083
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	7,083
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2017 年度ストックオプション(1)192,000 株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 （2025 年９月 30 日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	105,351
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	105,351
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	194,152

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024 年 9 月 26 日の臨時株主総会で決議されており、2025 年 9 月 1 日付で定款の変更を行ないました。

・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

追加型証券投資信託　上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス100）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第３条　委託者は、９億3,427万680円に相当する有価証券および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意の上、１兆円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。

③　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第46条、第47条第１項、第48条第１項および第50条第２項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第２条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

②　受託者は、前項の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、第17条の受益者名簿に名義登録するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第３条第１項による受益権については同条同項の額を信託契約締結日の前営業日の東証配当フォーカス100指数終値に相当する値を円表示した価額（円単位未満は切り上げるものとします。）で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託）

第８条　委託者は、原則として、有価証券（この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。）をもって、この信託に追加信託を行なうものとします。ただし、当該有価証券の評価額（追加信託を行なう日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。以下同じ。）の合計が、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額に満たない場合は、その差額については金銭による追加信託を行なうものとします。

②　追加信託金（信託される有価証券の評価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

（基準価額の計算方法）

第９条　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第10条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　　受託者は、第３条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託に係る有価証券（第13条第１項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第６条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額）

第13条　　取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に対して、その保有する株式および上場不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投信等の投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および金融商品取引法第２条第１項第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます。）であって、金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）をもって取得申込を行なうものとします。この場合において、取得申込に係る株式および上場不動産投資信託証券については、東証配当フォーカス100指数における各構成銘柄の株式および上場不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および上場不動産投資信託証券とします。ただし、取得申込者が東証配当フォーカス100指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込に係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する金額については、金銭をもって取得申込を行なうものとします。

②　　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第７条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低取得申込口数（受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込日におけるユニット有価証券（委託者が東証配当フォーカス100指数に連動すると想定する、東証配当フォーカス100指数における各構成銘柄の委託者が指定する株数の株式および口数の上場不動産投資信託証券のすべてを指すものとします。以下同じ。）の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数をいいます。以下同じ。）を単位として取得の申込を取り扱うことができるものとします。

③　　前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあら

かじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット有価証券（第１項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第６条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じるユニット有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第２条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

④　前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。なお、次の第１号から第４号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の２営業日間
2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の２営業日前以降の３営業日間
3. 第32条に定める計算期間終了日の２営業日前以降の２営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の３営業日前以降の３営業日間）
4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

⑤　第２項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は１口につき信託契約締結日の前営業日の東証配当フォーカス100指数終値に相当する値を円表示した価額（円単位未満は切り上げるものとします。）とします。

⑥　取得申込者は、第１項の取得申込に係る株式および上場不動産投資信託証券の評価額の合計と同項ただし書きに規定する金銭との合計額が、前項の受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を充当するものとします。

⑦　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。

⑧　取得申込者が、東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に通知するものとします。

⑨　前項の通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、このことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を受け付けた第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

⑩　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（金融商品取引所への上場）

第14条　委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た上で、当該金融

商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）

第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。

② 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第１項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社は前項に規定する登録を受託者（受託者が第１項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行なうことができます。

（投資の対象とする資産の種類）

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、第24条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権

（運用の指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産を、主として株式および上場不動産投資信託証券に投資することを指図します。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、交換、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託財産を、次に掲げる株式および上場不動産投資信託証券以外の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）および金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
3. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
4. コール・ローン

（利害関係人等との取引等）

第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第３項および第26条において同じ。）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

②　前項の取扱いは、第22条から第25条まで、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

③　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第22条から第25条まで、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤　前４項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第21条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。

1. この信託は、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックス（この信託では、「東証配当フォーカス100指数」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、「東証配当フォーカス100指数」に採用されている株式および上場不動産投資信託証券に投資を行ないます。
2. 次に掲げる場合には、第１号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
   - ｲ. 東証配当フォーカス100指数の計算方法が変更された場合
   - ﾛ. 東証配当フォーカス100指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、東証配当フォーカス100指数における個別銘柄の時価総額の修正が行なわれた場合
   - ﾊ. 追加信託ならびに受益権と株式および上場不動産投資信託証券との交換の指図を行なう場合
   - ﾆ. その他連動性を維持するために委託者が必要と認めた場合
3. 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、東証配当フォーカス100指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。
4. この信託が終了することとなった場合は、前各号に掲げる運用方針のような運用ができない場合があります。
5. 株式への投資割合には、制限を設けません。
6. 株式以外の資産への投資割合は、信託財産の総額の50％以下とします。
7. 投資信託証券への投資は、上場不動産投資信託証券に限ります。
8. 外貨建資産への投資は行ないません。
9. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（投資する株式の範囲）

第22条　委託者が投資することを指図する株式は、原則として東証配当フォーカス100指数に採用されている

銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（投資する上場不動産投資信託証券の範囲）

第23条　委託者が投資することを指図する上場不動産投資信託証券は、原則として東証配当フォーカス100指数に採用されている上場不動産投資信託証券とします。ただし、投資主への割当により取得する上場不動産投資信託証券については、この限りではありません。

（先物取引等の運用指図および目的）

第24条　委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるもののうち、株価指数および不動産投信指数に係るものに限ります。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるもののうち、株価指数および不動産投信指数に係るものに限ります。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券を次の各号に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 上場不動産投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場不動産投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場不動産投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第25条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（信託業務の委託等）

第26条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第27条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する

旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第28条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第29条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第30条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第31条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する株式の清算分配金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第32条　この信託の計算期間は、毎年１月９日から４月８日まで、４月９日から７月８日まで、７月９日から10月８日までおよび10月９日から翌年１月８日までとします。ただし、第１計算期間は2010年５月13日から2010年７月８日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第33条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第34条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
9. 受益権の上場に係る費用
10. 「東証配当フォーカス100指数」その他これに類する標章の使用料

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④　前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤　前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第32条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第35条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（その他報酬の額）

第35条の2 委託者および受託者は、以下により計算された額の報酬を受けることができます。

1. 第25条に規定する有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料に100分の50以内の率を乗じて得た額

②　前項の報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第36条　信託財産から生ずる配当等収益（配当金、分配金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第35条および第35条の２に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第35条および第35条の２に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

②　毎計算期末に信託財産から生じた第１号に掲げる利益の合計額は、第２号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含む）、先物取引等取引益（評価益を含む）、追加信託差益金、交換差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含む）、先物取引等取引損（評価損を含む）、追加信託差損金、交換差損金

（収益分配金の支払い）

第37条　収益分配金は、計算期間終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。

②　前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者

の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第17条第２項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

③　受託者は、収益分配金の支払いについて、第17条第１項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

（収益分配金ならびに信託終了時の交換株式、交換上場不動産投資信託証券および買取代金の時効）

第38条　受益者が、収益分配金については前条第２項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時における株式、上場不動産投資信託証券および買取りに係る金銭については信託終了日から10年間その交換または支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

（一部解約）

第39条　受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

（受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換）

第40条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式および上場不動産投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②　前項の最小交換請求口数は、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託者が東証配当フォーカス100指数に連動すると想定する、東証配当フォーカス100指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数とします。

③　第１項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。なお、次の第１号から第４号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。

1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の３営業日間
2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の２営業日前以降の３営業日間
3. 第32条に定める計算期間終了日の２営業日前以降の２営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の３営業日前以降の３営業日間）
4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

④　受益者が、第１項の交換の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、受益権をもって行なうものとします。

⑤　第１項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第６条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第41条第３項に掲げる交換株式および交換上場不動産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第41条第２項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第１項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥　受託者は、第７項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第８項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

⑦　委託者は、第１項の交換の請求を受け付けた場合には、第41条の規定に従って受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換の指図を行ないます。

⑧　委託者は、交換請求日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換株式および交換上場不動産投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑨　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第１項による交換時において、当該第一種金融商品

取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑩　受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数および口数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数および口数とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。

⑪　前項の規定にかかわらず、交換の請求を行なった受益者が交換に係る株式の発行会社等である場合には、委託者は、交換請求を受け付けた口数から当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社等の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。

⑫　委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第１項による交換請求の受付を中止することおよび既に受け付けた交換請求の受付を取消すことができます。

⑬　前項により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとします。

（受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換の指図等）

第41条　委託者は、受益者が最小交換請求口数の整数倍の振替受益権を委託者に提示して前条第１項の請求を行ない、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された振替受益権の受益権口数から受益者が取得できる個別銘柄の株数および口数と、その交換に要する受益権口数を計算します。

②　委託者は、受託者に対し、前項の交換に要する受益権口数の振替受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当し取引所売買単位の整数倍となる株式および上場不動産投資信託証券を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、交換に係る株式の発行会社等である場合には、委託者は、当該発行会社等の株式については当該指図を行なわないものとします。

③　受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により受益者が前条第１項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式および上場不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとします。ただし、第６条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書の定めるところにより、前条第１項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第５項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式および交換上場不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式および交換上場不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して３営業日目から、振替機関等の口座に前条第１項の交換の請求を行なった受益者に係る株数および口数の増加の記載または記録が行なわれます。

④　交換の請求を行なう受益者が、東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑤　前項の通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

（受益権と株式および上場不動産投資信託証券の交換の計理処理）

第42条　前条に定める受益権と株式および上場不動産投資信託証券の交換にあっては、交換に係る受益権口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換差金として処理します。

（受益権の買取り）

第43条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。

②　受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。

③　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の規定により受益権の買取りを行なうときは、

委託者の指定する第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

④　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第１項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。

⑤　前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第２項の規定に準じて計算されたものとし、第３項の規定を準用するものとします。

（信託終了時の交換等）

第44条　委託者は、この信託が終了することとなる場合は、受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式および上場不動産投資信託証券を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第１項による交換時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③　第１項の株式および上場不動産投資信託証券の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ないます。

④　委託者は、信託終了日の３営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換株式および交換上場不動産投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑤　第１項から第３項の規定にかかわらず、受益者の保有する受益権のうち、第１項の交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取りを行なうものとします。

⑥　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の買取りを行なうときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式および交換上場不動産投資信託証券の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第46条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が50万口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
2. 東証配当フォーカス100指数が廃止された場合
3. 東証配当フォーカス100指数の計算方法の変更等に伴なって委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第51条第４項の規定により行なわれないこととなった場合

なお、第１号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、すべての金融商品取引所において上場が廃止された後は、直ちに信託を終了するための手続を開始するものとします。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている

受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥　第３項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの契約を解約する場合、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第４項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求権）

第52条　第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第54条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.amova-am.com

②　前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第55条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　則

第１条　第６条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2010年５月13日

委託者　アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託者　三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社